脱毛症患者の会への講師派遣のご案内（２０１３年 第２回）
１）今回募集する講演の時期は平成２６年４月から平成２６年９月の期間
２）募集期間は平成２５年９月１日から９月３０日までとします。
３）講師派遣を希望する各団体は、希望する期日と講演内容に加え、団体の前年度の活動
実績と会計収支をＳＨＳＲ事務局に提出してください。
ＳＨＳＲから脱毛症患者の会への講師派遣の要件
ＳＨＳＲからの患者団体への講師派遣の目的と意義：
現在、本邦には脱毛症患者の会がいくつかあるが、情報収集は患者自らが手探りで行っ
ているのが現状である。また、それら患者の会の財政的基盤は決して強固ではない。ＳＨ
ＳＲは本邦での脱毛疾患の研究や診療をリードしていく立場にある。そのため本研究会が、
その財政能力の許す範囲で、適切な指導者を講師として患者団体主催の講演会に派遣する
ことは、社会貢献として有意義である。
1. ＳＨＳＲは患者団体からの講師派遣の依頼を受け、しかるべき手続きの上、患者団体
が主催する講演会に講師を派遣し、講演料と旅費を負担する。
2. ホームページ上で年に２回、患者団体に向けて講師派遣の募集を行う。その際、講演
の時期を６カ月後から１年以内とする。
3. 初回の応募では、各団体は、希望する期日と講演内容に加え、団体の前年度の活動実
績と会計収支をＳＨＳＲ事務局に提出する。２回目以降は過去の依頼を踏まえた上で
希望する期日と講演内容について申請する。各団体は年１（〜２？）回まで申請可と
する。
4. 代表世話人は、世話人会のメンバーと協議の上（メール、ＦＡＸも可）、各団体の申請
を承認する。
5. 講演料と旅費の設定はＳＨＳＲ事務局が行うが、最終的に世話人会の承認を得る（メ
ール、ＦＡＸも可）。講演料と旅費はＳＨＳＲから講演者に直接支払われる。